

高齢者消費者被害予防のための 弁護士出前講座（無料講師派遣）のご案内

◆高齢者の消費者被害が増加しています！

近年、高齢者が消費者被害に遭う事例が後を絶ちません。訪問販売、電話勧誘販売、投資や出資を勧誘する利殖商法、インターネット通販など販売方法や手口は様々です。悪質業者は、高齢者の財産を狙っています。

◆正しい知識を身につけて、被害を予防することが重要です！

消費者被害に遭ってしまうと、被害回復は容易ではありません。正しい法律知識を身につけ、被害を事前に予防することが重要です。

弁護士が、皆様の元を訪問し、高齢者の消費者被害予防のための基礎的な法律知識や最近の被害事例についてお話しします（※30分から1時間程度）。

高齢者消費者被害予防のため、弁護士が無料で出前講座をおこないます！

実施期間 2026年3月末日実施分まで（最大50団体まで）

対象地域 兵庫県内（ただし、尼崎市・西宮市・芦屋市については弁護士会阪神支部にて、播磨地域については、同姫路支部にて受付いたします）

対象者 上記地域の社会福祉協議会、老人クラブ、高齢者施設、市民団体等の高齢者関連団体

申込方法 裏面の申込みフォームを弁護士会へファクスにてお送りください。事務局よりおつてご連絡いたします。申込みは、随時受付しますが、最終申込期限は、2026年2月末日とさせていただきます。

費用：無料（実施会場及び当日使用する機材は申込者でご用意願います）

ただし、遠方の場合、交通費実費についてご負担をお願いすることがあります。

なお、本制度を利用する場合、会費によって利益をあげることはお控えください。

問合せ先 兵庫県弁護士会 消費者保護委員会

電話 078-341-1810（午前10時～正午、午後1時～午後3時）



